指宿市地域公共交通乗務員就職奨励金

この街を支える乗務員
はじめるなら、今。

市内の路線バス会社又はタクシー会社に就職した乗務員（本人）に奨励金を交付します

交付対象者

- 令和７年10月１日以後に正社員として市内の路線バス会社又はタクシー会社に雇用された者
- 新規就職又は復職した日から６か月が経過し、かつ、乗務員として３か月以上従事した者

  ※　市内同事業者から新たに転職した者及び退職から１年以内に復職した者を除く。
- 本市内を運行する路線バス又はタクシーの運行に従事すること
- 本市に住民登録があること
- 奨励金の初回交付申請日時点で、満65歳未満（バス）・満70歳未満（タクシー）であること
- 奨励金交付申請日以後も引き続き同一の会社に勤務する意思のある者
- 市税の滞納がないこと

奨励金額

令和8年度～令和10年度の3年間限定

バス乗務員：24万円×２カ年=合計48万円

タクシー乗務員：12万円×２カ年=合計24万円

申請方法

- １回目の申請は、上記要件を満たした日から３カ月以内に申請
- ２回目の申請は、１回目の奨励金交付決定日から１年経過後３カ月以内に申請
- 申請書様式は、指宿市ホームページからダウンロードできます。

＜お問い合わせ先＞
指宿市商工水産課　Tel:0993-22-2111（内2312）

トロピカル指宿

https://www.city.ibusuki.lg.jp/　指宿市地域公共交通乗務員就職奨励金